

(販売価格について)

(ご家族からの質問)

母が介護付きホームに入居しており、夜間おむつの着用が必要となった。ホームにおむつ代を聞いたところ、市販の3倍程度の価格を言われた。自分で購入し持ち込みを希望したところ、「おむつの持ち込みは認められない」との回答。一般的にそういうものか。

《相談者に対する苦情対応委員会のコメント》

有料老人ホームでは「おむつの持ち込みは認めないとして禁止する」こと自体は、必ずしも一般的ではありませんが、ホームが持ち込みを認めるか否か、認めないとして、おむつをいくらで販売するのは、廃棄料が含まれるかなどホーム側の考え方によるもので、法令上の規制はありません。

「おむつの持ち込みは認めないとして禁止する」ことについては、実際のホームのサービス提供方法に大きく関わる部分ですので、ホームと協議してください。価格については根拠の説明を求めてください。

《事業者に対する苦情対応委員会のコメント》

有料老人ホーム設置運営標準指導指針では、「利用料等に支払い方法などについて事前に十分説明すること」「サービスに必要な費用の額(食費、介護費用その他の運営費等)を基礎とする適切な額とすること」と示されており、各サービスに対するあらかじめ定められた料金を請求することとされています。提供物品の料金についても同様に、求められた場合は価格の根拠を説明できるようご対応ください。

また、本件の場合は実際のホームのサービス提供方法に大きく関わる部分ですので、おむつの持ち込みを認めない場合は、その理由をご家族にご説明ください。

(参考)有料老人ホーム設置運営標準指導指針(老発 0402 第 1 号平成 30 年 4 月 2 日)

11 利用料等

(1) 有料老人ホームは、契約に基づき入居者の負担により賄われるものであり、その支払方法については、月払い方式、前払い方式又はこれらを組み合わせた方式等多様な方法が考えられるが、いずれの場合にあっても、設置者が次に掲げる費用を受領する場合の取扱いについては、それぞれ次によること。

一～二(略)

三 介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価(以下「サービス費用」という。)

イ 入居者に対するサービスに必要な費用の額(食費、介護費用その他の運営費等)を基礎とする適切な額とすること。